

令和 7 年 安全対策連絡協議会

**令和 7 年 1 1 月 2 7 日
在エチオピア日本国大使館**

参加者へのお願い

- マイク及びビデオの設定をオフにしてください。
- 発言希望の方は、「挙手ボタン」で合図をお願いします。
- 当地における停電、通信事情により、会議中にトラブルが発生する可能性があります。ご理解願います。

次 第

- 1 大使挨拶
- 2 国内全体の治安情勢
- 3 アディスアベバ市内での犯罪被害
- 4 医療情報
～エチオピアで病気にならないために～
- 5 大使館からのお知らせ
- 6 質疑応答

1 大使挨拶

2 国内全体の治安情勢

2 国内全体の治安情勢

ティグライ情勢、アムハラ州及びオロミア州における武装勢力との戦闘継続

治安情勢に関わる主要因

●ティグライ州

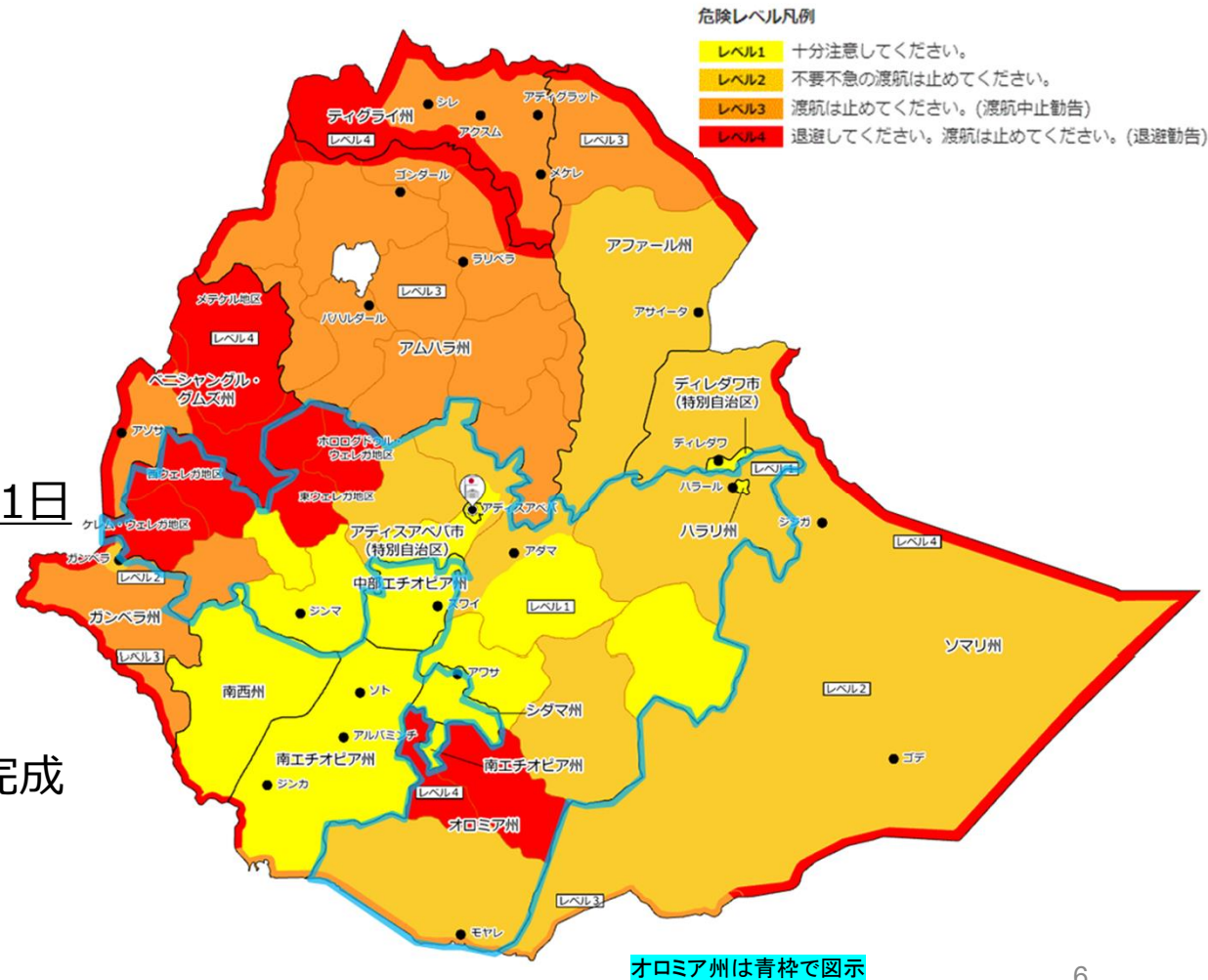
●アムハラ州

●オロミア州

●第7回総選挙（選挙管理委員会は2026年6月1日実施を提案）

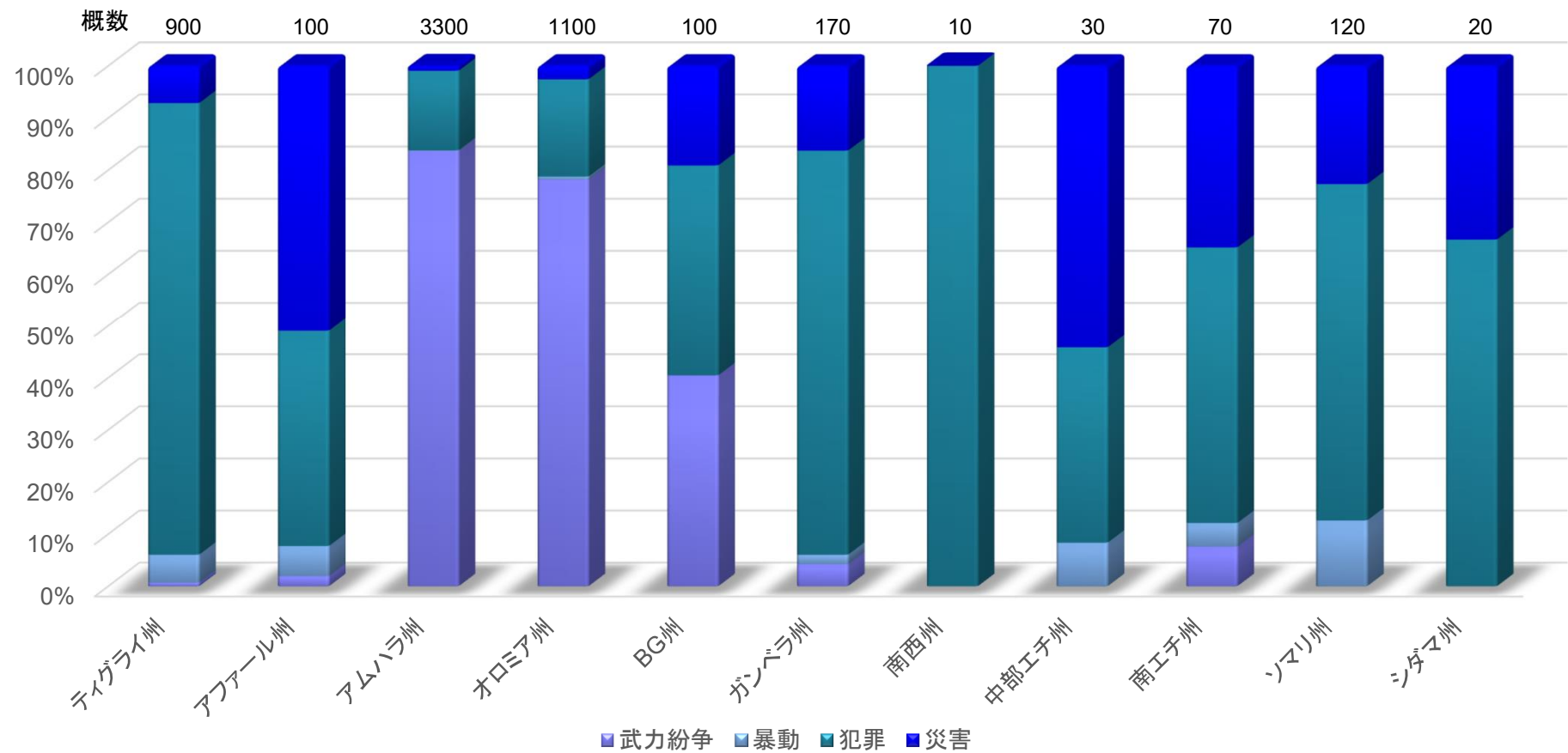
●エチオピア・エリトリア間の緊張深刻化

●GERD（グランド・エチオピア・ルネッサンス・ダム）完成
2025年9月に落成式典開催。



2 国内全体の治安情勢

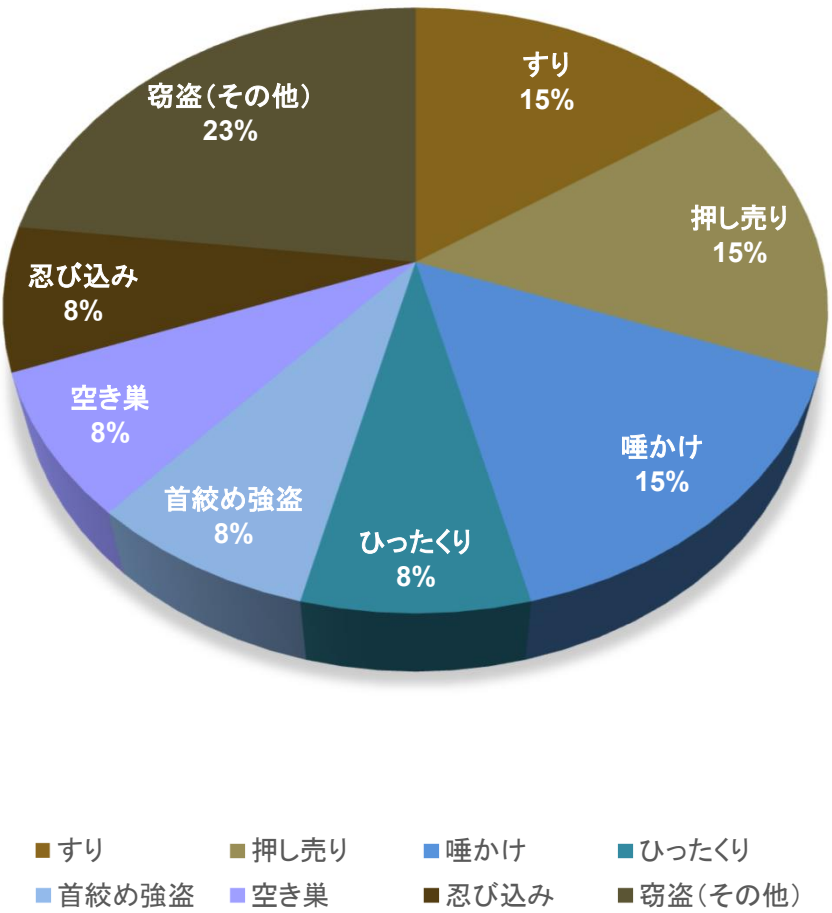
各州における事案発生傾向
【2025年1月～2025年10月】



3 アディスアベバ市内での犯罪被害

3 アディスアベバ市内での犯罪被害

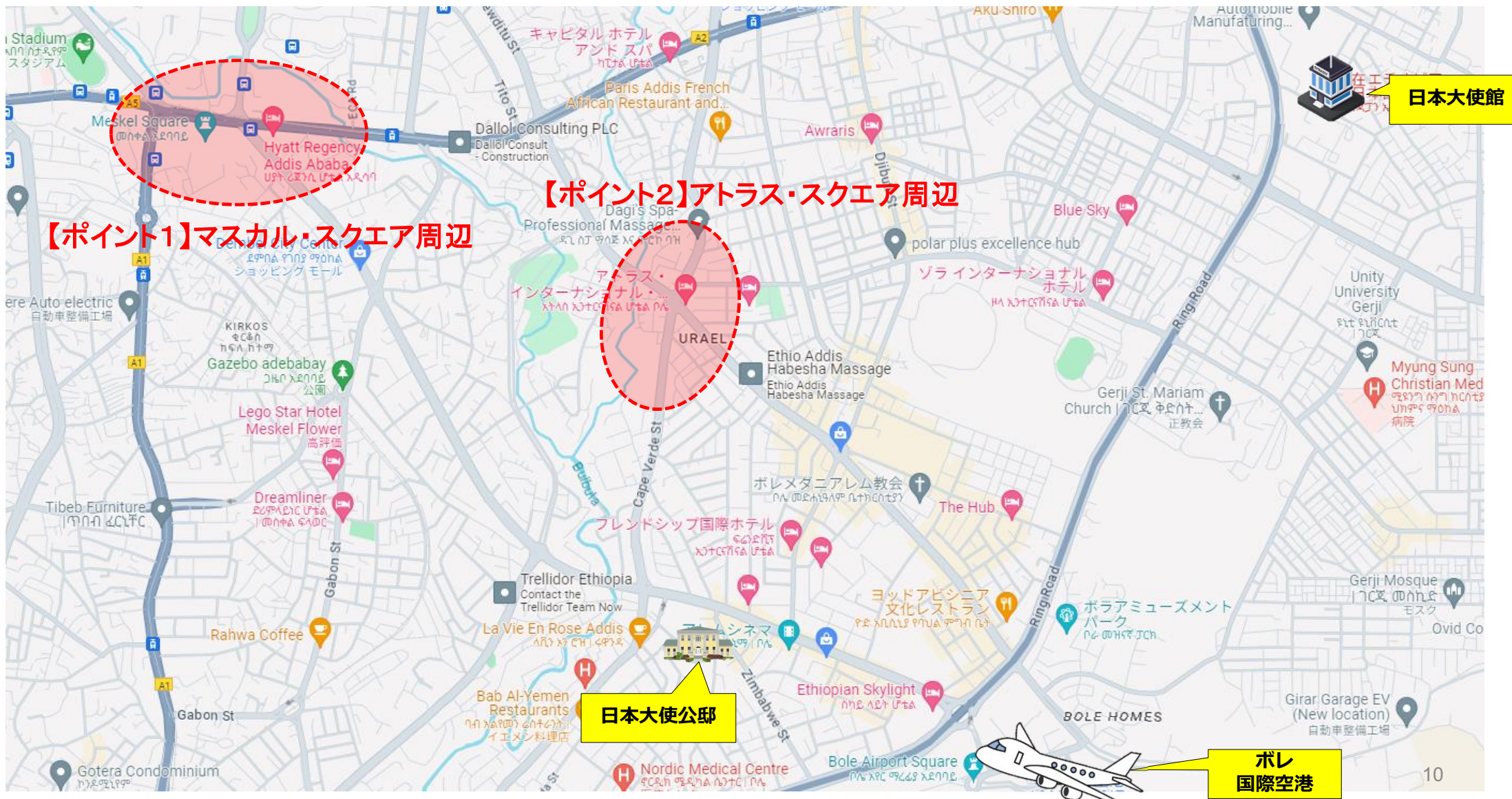
主な犯罪被害の手口
【2024年4月10日～2025年11月10日】



アディスアベバ市内における具体的な被害事案(例)

手口	場 所	詳 細
すり	キルコス地区 メキシコスク エア付近路上	被害者が単独徒歩移動中、対向から歩いてきた3人組の男性とすれ違う際に接近され、被害者が気付かないうちに、ズボンの左後部ポケットに入れていた携帯電話を窃取された。犯行に際し、被害者に対する声かけや身体的接触は一切なかった。
押し売り	アラダ地区 アンバサダー モール前路上	被害者が単独徒歩移動中、対向から歩いてきた3人組の男性に「雑貨を買え」と声を掛けられた。そのうち1人に右腕を強く掴まれ、気付かぬうちに肩掛けカバンに入れていた携帯電話機2台を奪われた。
唾かけ	キルコス地区 スタジアム前 路上	被害者が単独徒歩移動中、左後方から接近してきた男性に、追い抜きざまに左腹部へ唾のようなものを吐きかけられた。同人は謝罪しつつ被害者にティッシュペーパーを渡し、自身も唾を拭き取った。男が立ち去った直後、ズボンの左前ポケットに入れていた携帯電話が盗まれていることに気づいた。
首絞め強盗	アディス・ケテマ地区 Autobus Tera バスステーション付近の 歩道上	被害者が単独徒歩移動中、前後左右から男性4人が近づいてきて囲まれ、うち1人に後方から首を絞められた。抵抗して首にかけられた腕をほどこうとしたが、気を失ってしまい、意識が戻った際には、リュックサックが無くなっていた。
窃盗(その他) ボレ国際空港における 事案	ボレ国際空港 手荷物検査場	被害者が乗り継ぎに際しX線検査機器による手荷物検査を受けるため、トレイに貴重品の入った鞆を入れたところ、保安検査員から「荷物は流すから早く通過しろ」と促され、ゲート式金属探知機を通過。その後、受け取った鞆の中から、貴重品が紛失していることが判明。保安検査員に対し防犯カメラの確認を依頼し確認を行うも、被害状況の詳細は不明であった。

3 アディスアベバ市内での犯罪被害「要注意場所」



3 アディスアベバ市内での犯罪被害「防犯対策」

●アディスアベバ市内では、昼夜を問わず歩行中の窃盗（スリ・ひったくり）及び強盗被害が多発しています。エチオピア人同様、外国人もいつでも標的になり得ます。徒歩移動の際は、常に狙われていると自覚する必要があります。特に早朝・夜間の徒歩移動は避けてください。単独ではなく複数人での行動を推奨いたします。

●窃盗（スリ・ひったくり）及び強盗事案は、腕を掴む、水や唾をかける、物を売るそぶりで執拗にまとわりつく等して注意を引き、貴重品を盗む手口が殆どです。携帯電話を所持していることが外見上明らかで、身体に結着していない場合は被害に遭う可能性が高まります。財布、携帯電話などの貴重品にはチェーンやストラップを付け、着衣や身体に結着し、外見上他者から見えないようにして携帯するよう努めてください。

●貴重品の保管に細心の注意を払ってください。ポケットではなく鍵のかかるポシェット等に保管することを強く推奨いたします。

●相手が銃器や刃物を所持して脅迫してきた場合は、生命の安全を最優先させ、抵抗することなく従ってください。

カバン内の貴重品盗難防止に有効（カバンに付帯してるものある）



盗難防止
（紛失・落下破損防止に有効）



4 医療情報

～エチオピアで病気にならないため～

医務官 福谷竜太

マールブルグ病

南部エチオピアのジンカ町でウイルス性出血熱を疑わせる患者発生 11月12日

保健省は疾病がマールブルグ病であると発表 11月14日

4 医療情報

- ・自然界ではコウモリがウイルスを保持していると考えられている。
- ・ヒトーヒト感染は発症した患者の体液に濃厚接触することで生じる。
- ・潜伏期の患者は感染力がないとされる。
(回復後の患者が約2ヶ月にわたってウイルスを排出していた報告例はある)

4 医療情報



- ・これまでの流行の規模はアンゴラ、コンゴ(民)を除いては感染者は数十人程度
- ・洞窟には立ち入らないほうが無難

4 医療情報

高熱を発したら、否定されるまではマラリアと思え！

4 医療情報

高地で比較的マラリア症例が少ないと思われていた
アデイス・アベバでも最近は増えている。

- ・ 温暖化、長雨など気候変動
- ・ マラリア汚染地域からの人の流入

4 医療情報

38.5度以上の発熱があったなら、すぐ病院に行って検査

マラリアだったら初期の原虫が少ないうちに治療した方が効果的

熱帯熱マラリアは危険、脳障害を起こす。

4 医療情報

下痢 特にO157

- ・ 5歳以下の死亡原因の1位は下痢
- ・ 病原性大腸菌O 1 5 7は小児、高齢者では致命的になることがある。
- ・ 約 5 %エチオピアの牛は腸内にO157を保菌する。
- ・ 比較的少ない菌量でO 1 5 7食中毒は発症する。

4 医療情報

Escherichia coli O157:H7 in Raw Meat in Addis Ababa, Ethiopia
: Prevalence at an Abattoir and Retailers and Antimicrobial Susceptibility

- ・肉屋から採取したサンプルの約 10 %からO157を検出

よく加熱していない肉は危ない、特にミンチ肉

肉だけではなく野菜も

Escherichia coli isolates from vegetable farms in Addis Ababa, Ethiopia

- ・約 20 %の野菜から大腸菌が検出されている（日本では約 2 %）

4 医療情報

野菜は洗いましょう。

熱湯に5秒さらせば野菜表面についている細菌の90%は死滅する。

レタス、キャベツなどの葉物でも、
水洗いで6割の細菌が、50度の温水洗いでは約9割の細菌が減少します。

5 大使館からのお知らせ

- (1) マイナンバーカードの申請・交付の開始
- (2) 「2025年旅券」の発給開始
- (3) e-証明書の発給開始について
- (4) 旅券及び各種証明の申請に際する戸籍謄（抄）本の提出について
- (5) 安否確認の実施について（予定）
- (6) 領事担当官の交代について

5 大使館からのお知らせ

➤ （１）国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付について

令和6年5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるようになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る）も国外転出向けマイナンバーカードを在外公館窓口等で申請することが可能になりました。

各種申請・手続きについては、「[マイナンバーカード総合サイト](#)」をご参照下さい。その他、国外転出者向けマイナンバーカードに関連するお問い合わせについては[こちら](#)。

国外転出者向けマイナンバーカード券面イメージ



➤ （２）「2025年旅券」の発給開始

令和7年3月24日の申請受理分から、「2025年旅券」の発給が開始されました。偽造・変造対策が大幅に強化され、オンライン申請がより便利になります。

紙幣も製造している国立印刷局で作成し配送するため、日本国内では申請から交付まで2週間程度、国外（大使館・総領事館）では2週間～1か月程度必要になります。パスポートの申請をお早めをお願いいたします。

旅券についての詳細は、[こちら](#)を参照ください。



5 大使館からのお知らせ

➤ (3) e-証明書の発給開始について

「オンライン在留届（ORRネット）」を利用した各種証明のオンライン申請を実施しております。

令和7年5月27日から、一部の証明に限り電子化した証明書（e-証明書）を発給し、オンラインで決済・交付することが可能となっております。

詳しくは、[e-証明書の発給開始について](#)をご参照ください。

証明書選択

必須 必須項目は必ず入力してください。

証明書交付方法 必須	☒ 窓口での交付を希望 ☐ e-証明書での交付を希望
証明書 必須	選択してください ▼

不明の場合は、[こちら](#)

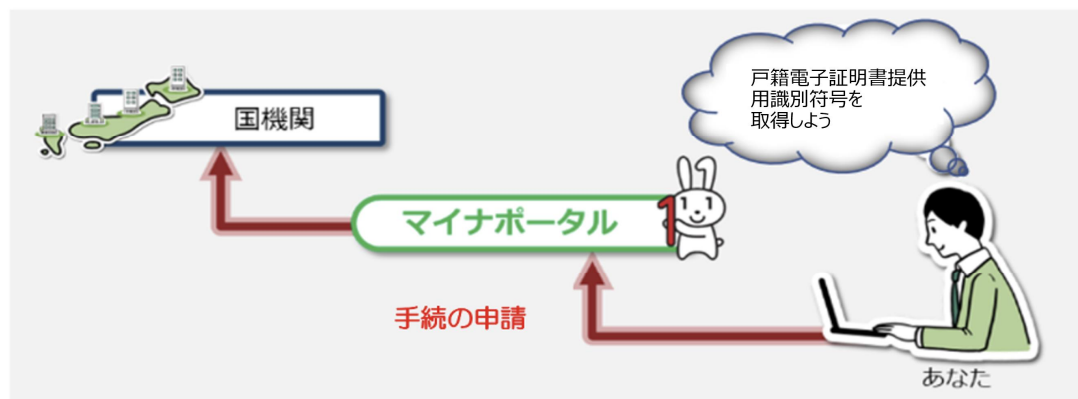
戻る 次へ

➤ (4) 旅券及び各種証明の申請に際する戸籍謄（抄）本の提出について

令和7年3月24日より、在外公館での旅券及び証明の申請において「戸籍電子証明書提供用識別符号」の利用が可能となり、紙の戸籍謄（抄）本の提出が不要となりました。

従来通り、紙の戸籍謄（抄）本も使用可能です。

詳しくは、[戸籍謄本\(抄\)本の取り扱い](#)をご参照ください。



5 大使館からのお知らせ

- （５）安否確認の実施について（予定）
- （６）領事担当官の交代について

ご静聴ありがとうございました。

お問い合わせはこちら

警備領事班

携帯：0911-200-721（横山）

junnosuke.yokoyama@mofa.go.jp

携帯：0911-216-773（上村）

satoshi.uemura@mofa.go.jp

6 質疑応答